川~十 (器)

○電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)

(傍線部分は牧正部分)

採 (免許を要しない無線局) (免許を要しない無線局) 第六条 迭第四条第一頃第一号に規定する発射する電波が著しぐ激弱な無線同|第六条 迭第四条第一頃第一号に規定する発射する電波が著しぐ激弱な無線局 を吹のとおり定める。 を吹のとおり定める。 | ~|1| (を) | ~|1| (容) ひ・8 (容) ひ・8 (容) 4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとす 4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとす \mathcal{M}_{\circ} \mathcal{W}_{\circ} (器) (容) ll 炊に掲げる条件に適合するものであって、総務大臣が別に告示する電波I の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という ジャンメーター(ジに規定する医療用テンメーターを徐く。)用、テ レコントロール(電波を利用して透屑地点における装置の機能を始動し 、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。) 用及 びデータ伝送(主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝 送交換をいい、問に規定する体内値込型医療用データ伝送及び体内値込 型医療用透隔計測 並びに回に関定する国際輸送用データ伝送 を徐く。)用で使用するものであって、炊に掲げる周皮数の電波を使用するもの げる周波数の電波を使用するもの ① ◇ 囝 (咎) ① ○ 通 (容) ②~③ (容) 三~三 (器) 同人・動物検知連報システム(国内において主として人文は動物の行 動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する判御をするための無 豫通信を行う無線設備をいう。) 用で使用するものであって、一四□・ 九三郎を超え一四二・九九郎以下 及び一四六・九三郎を超え一四六・ 九九冊以下の周波数の電波を使用するもの

 $\hat{\mathbb{T}}$

」 次に掲げる条件に適合するものであって、総務大臣が別に告示する電波 の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という

ヨテンメーター(回に規定する医療用デンメーターを徐く。)用、デ レコントロール(電波を利用して透隔地点における装置の機能を始動し 、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及 びデータ伝送(主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝 送交換をいい、問に規定する体内値込型医療用データ伝送及び体内値込 型医療用遠隔計測、同に規定する国際輸送用データ伝送並びに問に規 定するミリ坡データ伝送を徐く。) 用で使用するものであつて、炊に掲

阊 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態 に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行 う無線設備をいう。) 用で使用するものであって、一四二・九三 肌を超 え一四二・九九 凪 以下の周波数の電波を使用するもの

川~十 (器)

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、炊の各号に掲|第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、炊の各号に掲 げるものとする。

」~川 (密)

四 電気通信可線に接続しない無線局の無線設備であって、利用者による周 波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

H (密)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、汝の|第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、汝の かなりかする。

一~九 (泰)

人 船舶局であって、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

三・② (器)

③ 田文は砂に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー

九~二十五 (略)

げるものとする。

| ~|| (容)

四 特定小電力無線局の無線設備(電気通信回線に接続しないものに扱 る。)であって、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容 易に行うことができるもの

H (格)

(定期検査を行わない無線局)

かないとする。

一~十 (盤)

八 船舶局であって、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

三·三(些)

○ □又は回に掲げる無線設備及び

九~二十五 (略)

光三

(海行野口)

<u>1 この省令は、公布の日から施行する。</u>

(陸過指置)

| 2|| この省令の施行の際現に一四二・九三郎を超え一四二・九九郎以下の周波教の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二 第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を受けている無線設備は、この省合による改正後の施行規則第 大条第四頃第二号はに規定する人・動物倹知通報システムの無線局の無線設備とみなす。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)○無線設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	(会発症などには)はない
数 圧 案	
新一章~第III章 (略)	紙 脚 〜 紙 川 神 (と
第四草 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
(雀)	(盤)
第四節の三十四○○四帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局	
の無線設備(第四十九条の三十二)	の無線設備(第四十九条の三十二)
第五節 非常局の無線設備 (第五十条)	第五節 非常局の無線設備 (第五十条)
(智)	(2)
無 石 神 (2)	紙 日 掛 (と)
(fiel MA7)	(5 + 1 MAZ)
(紀紫)	(行戦)
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、汝の定義に従うものとする。	第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
1~十川 (盤)	~ 十 11 (盤)
十四 「無人移動体画像伝送システム」とは、一六九・〇五 呱 を超え一六九	
・三九七五岬以下、一六九・八〇七五畳を超え一七〇堀以下、二、四八	
三・五畑を超え二、四九四畑以下又は五、六五〇畑を超え五、七五五畑	
以下の周波数の電波を使用する自動的に若しくは遠隔操作により動作する	
の無線通信(当該移動体の制御を行うものを含む。)を行うシステムをい移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うため	
<u>ろ。</u> の典縁语信(当読を重体の串徹を行うをのな合む))を行うシブラスをし	
behand on the second of the se	Septical AV or call septimination (NT)
第三条の二〜第九条の三(略)	第三 条の二~第九条の三 (略)
	· '

(混信坊止機能)

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない。第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない。 混信防止機能は、次のとおりとする。

→□ (容)

五 七三・六 凧を超え一、二六〇 瓜以下(三一二 凧を超え三一五・二五 凧 以下及び四三三・六七mを超え四三四・一七m以下を除く。)又は二、 四〇〇 凪 以上二、四八三・五 凪 以下の周波数の電波を使用する特定小電 力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同 じ。)若しくは五七mを超え六六m以下の周波数の電波を使用する小電 カデータ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する <u>無線局をいう。以下同じ。)</u>については、炊に掲げる機能

- **イ 電気通信回線に接続する場合にあっては、施行規則第六条の二第三号** に規定する機能
- ロ 電気通信回線に接続しない場合にあっては、施行規則第六条の二第三 号又は第四号に規定する機能

(を) (を)

八 炊に掲げる無線局については、施行規訓第六条の二第三号に規定する機

イ・ロ (容)

へ 小電力データ通信システムの無線局<u>(五七 3 を超え六六 3 以下の周</u> 波数の電波を使用するものを徐く。)

(を)

た~十一 (格)

(空中線電力の許容偏差) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、炊の表の上懶に掲げる送信設備の区別に|第十四条 空中線電力の許容偏差は、炊の表の上欄に掲げる送信設備の区別に 従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(混信坊上機能)

混信防止機能は、次のとおりとする。

→□ (容)

五 七三・六帆を超え一、二六〇凪以下(三一二mを超え三一五・二五m 以下及び四三三・六七mを超え四三四・一七m以下を除く。)又は二、 四〇〇 凪 以上二、四八三・五 凪 以下の周波数の電波を使用する特定小電 力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下司 じ。) については、吹に掲げる機能

- **イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号** に規定する機能
- ロ 電気通信回線に接続しない場合にあっては、施行規則第六条の二第三 号又は第四号に規定する機能

代・カ (器)

八 炊に掲げる無線局については、施行規引第六条の二第三号に規定する機

イ・ロ (器)

小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に 規定する無線局をいう。以下同じ。)

(を)

た~十一 (路)

(空中線電力の許容偏差)

従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

		僱批
送信設備	上限 (パー	
	ヤント)	(ンベル
1~4 (器)	(盤)	(盤)
七 次に掲げる送信設備	110	\prec 0
出 無人移動体画像伝送システムの無		
三・五帆を超え二、四九四嶋以下の線局の送信設備であって、二、四八		
周波数の電波を使用するもの。		
人 次に掲げる送信設備	110	
① (盤)		
□ 四二・九三 型を超え一四二・九		
<u> </u>		
えー六九・八一 堀 以下、三一二 盟 を超六・九九 堀 以下、一六九・三九 堀 を超		
え三一五・二五堀以下、四〇一盟を超		
《四○二冊以下、四○五冊を超え回○		
大脈以下又は四三三・大七脈を超え四		
三四・一七呱以下の周波数の電波を使		
用する特定小電力無線局の送信設備		
① (智)	(1.6)	(1.6-)
九~十八 (略)	(盤)	(盤)

ひ~4 (器)

第十回条の二~第二十三条 (路)

(副炊的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副汝的に発する電波が他の無線設備の機|第二十四条 法第二十九条に規定する副汝的に発する電波が他の無線設備の機 能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回 路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなけれ ばならない。

		僱斨
送信設備	上殿 (パー	
	(ナベヤ	サンマ)
〜	(盤)	(盤)
①~穴 (略) 七 次に掲げる送信設備	110	∀ 0
は、略) 特定小電力無線局の送信設備 十七、型以下の周波数の電波を使用する 下文は四三三・六七。記を超え四三十ち、 エ・ご立下、四〇五。を超え四三三・九十、 五・二五。以下、四〇五。を超え四三四、 九・八十、三八、三〇一 と超え四〇以 九・八十、二十八十、三十二十 を超え回 八一四二・九二 を超え三〇 八(略) 八(略)	110	
九~十八 (略)	(盤)	(器)

20~4 (器)

(副炊的に発する電波等の限度)

能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回 路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなけれ ばならない。

公~ ♡ (格)

るとおりとする。 受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定め下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の八・○五咄 を超え三八・五咄 以下又は三九・○五咄 を超え三九・五咄 以下、二二・六咄 を超え二三咄 以下、二五・二五品 を超え二七品 以下、三四 別及の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二品 を超え二二・四品以 上品 以下の周波数の電波を使用する無線局(三二品 を超え二二・四品以 七品 以下の周波数の電波を使用する無線局(国定局、基地局、陸上移動中継局、一七・七咄 を超え一八・七二咄 以下及び一九・二二品 を超え一九・移動無線アクセスシステムの無線局、五品 帯無線アクセスシステムの無線 超え二、四九四凪 以下又は五、六五〇四を超え五、七五五四以下の周波 出 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備(二、四八三・五四を

周波数带	副狄的に発する電波の限度
1 55 米糎	四ナノワット以下
1 翌 文十	二〇ナノワット以下

8~2 (器)

第二十五条~第四十九条の十三(略)

(特定小電力無線局の無線設備)

それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、

く。) の周波数の電波を使用するものを超え四三四・一七 堀以下及び九一五・九 堀以上九二九・七 堀以下を除え三一五・二五 堀以下、四〇一 堀 を超え四○六 堀以下、四三三・六七 堀九九 堀以下、一四六・九三 堀 を超え一四六・九九 堀以下、三 二 二 堀 を超え一四二・九三 堀 を超え一四二・九三 堀 を超え一四二・九三 堀 を超え一四二・

イ~ (略)

ひ~ 52 (格)

規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第一項の以下又は三九・○五咄を超え三九・五品以下の周波数の電波を使用する基践下、二五・二五品を超え二七品以下、三八・○五品を超え三八・五品に二二品帯、二六品帯又は三八品帯の周波数の電波を使用する陸に二二品帯、二六品帯又は三八品帯の周波数の電波を使用する陸上移動の無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並び間、五品帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七品を超え一八・七二日 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線

周波数带	副狄的に発する電波の限度
1 光框	四ナノワット以下
1 3 3 4	二〇ナノワット以下

25~55 (器)

第二十五条~第四十九条の十三 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、

以上九二九・七郎以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの大 処以下、四三三・六七 卿を超え四三四・一七 卿以下及び九一五・九郎九九 卿以下、三一二 卿を超え三一五・二五 卿以下、四〇一 卿を超え四〇一 七三・六 卿を超え一、二六〇 卿以下(一四二・九三 卿を超え一四二・

イ~ ()

- ○限りでない。装置であって、別に告示する技術的条件に適合するものについては、こし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信✓ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。ただ
 - が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。ら六・二五 川離れた周波数の(土)二 川の帯域内に輻射される電力回 チャネル間隔が六・二五 凪のものにあつては、搬送波の周波数か
 - り四〇デシベル以上低い値であること。 周波教の(土)四・二五四の帯域内に輻射される電力が搬送波電力よ回。回以外のものにあつては、搬送波の周波数から一二・五四離れた
- 一四六・九九 淵 以下の周波数の電波を使用するものニー 一四二・九三 淵 を超え一四二・九九 淵 以下及び一四六・九三 淵 を超え

√・□ (器)

毎秒九、六○○ビット以上のデータ伝送を行うときに限る。 四二・九三 順を超え一四二・九九 順以下の場合であつて、伝送速度が能な最大チャネル数は三とし、三チャネルの同時使用は中心周波数が一をいう。) を使用するものであること。この場合において、同時使用可らの周波数に四 職を加えたものであつて帯域幅が五・八 頃のチャネル四二・九三四三七五 順 以下の周波数のうち一四二・九三四三七五 順 及び一八無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、一四二・九三 間を超

(盤)

|11|~十11| (盤)

第四十九条の十五~第四十九条の三十二(略)

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備

る技術的条件に適合するものについては、この限りでない。 適用することが困難又は不合理と認める送信装置であって、別に告示す波電力より四○デシベル以上低いこと。ただし、総務大臣がこの条件を旧離れた周波数の(土)四・二五 即の帯域内に輻射される電力が搬送

もの 二 一四二・九三 堀 を超え一四二・九九 堀 以下の周波数の電波を使用する

~・□ (器)

(条)

であること。 同する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下以下であること。ただし、絶対利得が○デシベル以下の送信空中線を使れた周波数の(土)八四の帯域内に輻射される電力が一マイクロワット 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、概送波の周波数から二○四離

|11|~十11| (盤)

第四十九条の十五~第四十九条の三十二 (略)

- に掲げる条件に適合するものでなければならない。 第四十九条の三十三 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備は、次
 - ること。 | 通信方式は、単向通信方式、同報通信方式、単信方式又は複信方式であ
 - <u>三 空中線電力は、一ワット以下であること。</u>
 - 三 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
 - 五 版 を超え一七〇 祗 以下の周波数の電波を使用するもの

 一六九・○五 順 を超え一六九・三九七五 順 以下又は一六九・八〇七
 - 内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値搬送波の周波数から一〇〇四離れた周波数の(主)五〇四の帯域「古有周波数帯幅が一〇〇四以下の場合
 - 域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値搬送波の周波数から二〇〇畑離れた周波数の(士)一〇〇凪の帯(「古有周波数帯幅が一〇〇凪を超え二〇〇凪以下の場合
 - 域内に輻射される電力が、概送波電力より四五デシベル以上低い値機送波の周波数から三〇〇凪離れた周波数の(主)一五〇凪の帯側「占有周波数帯幅が二〇〇凪を超え三〇〇出以下の場合
 - <u>の 五、大五〇mを超え五、七五五m以下の周波数の電波を使用するも</u>
 - ぞれ二五デシベル及び四○デシベル以上低い値五 畑 の帯域内に輻射される平均電力が、機送波の平均電力よりそれ機送波の周波数から五 凪 及び一○ 凪 離れた周波数の (主) 二・二 占有周波数帯幅が四・五 凪 以下の場合
 - ぞれ二五デシベル及び四○デシベル以上低い値五四の帯域内に輻射される平均電力が、機送波の平均電力よりそれ機送波の周波数から一○四及び二○四離れた周波数の(主)四・占有周波数帯幅が四・五四を超え九四以下の場合
 - ぞれ二五デシベル及び四○デシベル以上低い値五 畑 の帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれ機送波の周波数から二○ 凪 及び四○ 凪 離れた周波数の(土)れ・Ⅰ 占有周波数帯幅が九 凪を超え一九・七 凪 以下の場合
 - 四 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

- <u> イ ス九・○五 凧 を超え一六九・三九七五 凧 以下又は一六九・八〇七</u> 五四を超え一七〇四以下の周波数の電波を使用するものにあっては、 五・一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五・ ニアシベラ(一レットや○アジベラとする。) 以下わなる謬句は、から **坻下分を空中線の利得で捕うことができるものとする。**
- ローイに掲げるもの以外のものにあっては、 大デシベル以下であること。 ただし、等価等方輻射電力が大デシベル(一ワットをOデジベルとす る。)以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができ るものとする。

第五十条~第五十七条の二の二 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一日電波、F一〇電波、F一口電波、F一日電波、F一百|第五十七条の三 F一日電波、F一口電波、F一口電波、F一日電波、F一F 電波、F一×電波、F一×電波、G一5電波、G一〜C電波、G一つ電波、G 一日電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四 凪を超え九六○ 凪 以 下又は一、二一五mを超え二、六九〇m以下を使用する固定局、陸上移動業 務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、炊の各号に 定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行 う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無 **線通言を行う無線司及び符号分劃多元接続方式携帯無線通言設浦の試験のた** めの通信等を行う無線局、持分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無 線局及び持分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及 び持分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 同及び持分割・直交司皮数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため の通言等を行う無線局、持分割・司皮数分割多元接続方式携帯無線通言を行 う無線局及び持分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のた めの通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無 線通信を行う無線局、直交間波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、Ⅵ∪Φ強上移動通信を行う無線局及びⅥ∪Φ強上移動通信設 備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMOA壁上移動通信を行う

第五十条~第五十七条の二の二 (路)

(送信装置の条件)

電波、F一Ζ電波、F一Χ電波、G一日電波、G一C電波、G一口電波、G 一 E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四 凪 を超え九六○ 凪 以 下又は一、二一五mを超え二、六九〇m以下を使用する固定局、陸上移動業 務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、炊の各号に 定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行 う国定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無 **像通言を行う無像局及び符号分割多元接続方式携帯無線通言設購の試験のた** めの通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無 線局及び持分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、持分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及 び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 行う無線局、持分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 同及び持分割・直交司**波数分割多元接続方式携帯無線通**信設備の試験のため の通言等を行う無線局、持分割・司波数分割多元接続方式携帯無線通言を行 う無線局及び持分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のた めの通信等を行う無像局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無 像通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、NOA強上移動通信を行う無線局及びNOA強上移動通信設 庸の試験のための通信等を行う無線局、デジタルM∪A壁上移動通信を行う

無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無 **豫局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式供帯域デジタルコード** レス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無 練局、玤分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線 局、PHSの建上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と建上移動局と の間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を 行う無像局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデ ジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定 ラジオマイクの強上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力 データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線 アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線 アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、非分割・ 直交周波数分割多元接続方式又は持分割・シングルキャリア周波数分割多元 接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び持分割・直交周波数 分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広 帯域移動無線アクセスシステムの無線設浦の試験のための通言等を行う無線 局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通 信方式の無線局及び市町村デジタル坊災無線通信を行う固定局並びに総務大 玉が炊の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する 無線局の送信装置については、この限りでない。

| ~||| (密)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

뭠笠钼変調、オフセット四钼な钼変調、四道司皮数属立変調、一六道直交帳 曜変調又はマルチサブキャリアー六値直交版幅変調であるものをいう。以下 同じ。)の無線局の無線設備であって、一四二個を超え一七〇個以下、二五 五 卿 を超え二七五 蝸 以下又は三三五・四 蝸 を超え四七〇 覗 以下の周波数の 電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならな い。ただし、故送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港 無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体面像伝送 ジステムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定める ものに張る。)、堕上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、 アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大宝が吹に掲げる条件を適用するこ とが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、こ

無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無 ||豫局、コードレス電話の無線局、持分割多元接続方式供帯域デジタルコード レス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無 練局、玤分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線 局、アロらの強上移動局、アロらの基地局、アロらの基地局と強上移動局と の間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を 行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデ ジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定 ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力 データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線 アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線 アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、非分割・ 直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元 接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数 分割多元接続方式又は持分割・シングルキャリア間波数分割多元接続方式広 帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線 局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル坊災 無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困 難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限り でなる。

| ~|1| (容)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 侠帯域デジタル通信方式(変調方式が四分の ェ ジフト団|第五十七条の三の二 侠帯域デジタル通信方式(変調方式が四分の ェ ジフト団 相立相変調、オフセット四相立相変調、四直司皮数属立変調、一六直直交振 **幅変調又はマルチサブキャリアー六値直交振幅変調であるものをいう。以下** 同じ。)の無線局の無線設備であって、一四二四を超え一七○四以下、二五 五 肌を超え二七五 肌以下又は三三五・四 肌を超え四七○ 肌以下の周波数の 電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならな い。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港 無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等 を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、毎半局、航空局、基 **地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、強上移動局(同条に定** めるものに張る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務 大宝が炊に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示す る無線局の無線設備については、この限りでない。

一~三 (略)の限りでない。

ひ・の (盤)

第五十八条~第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表 | ~|1| (盤)

ひ・の (盤)

第五十八条~第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数带	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)	周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)
$1 \sim 5$ (略)	(略)	(略)	1~5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1 · 2 (略) 3 移動局(注 18、20、22、 24)	(略)	6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1·2 (略) 3 移動局(注 18、20、22、 24)	(略)
	(1)・(2) (略) (3) その他の移動局(注 44)	(略)		(1)・(2) (略) (3) その他の移動局(注 44)	(略)
	ア 100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52 <u>、57</u>)	15		ア 100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52)	15
	イ~エ (略)	(略)		イ~エ (略)	(略)
	4~8 (略)	(略)		4~8 (略)	(略)
	9 コードレス電話の無線局及び 小電力セキユリテイシステムの 無線局(注34、36、41)	4		9 コードレス電話の無線局 <u>特</u> 定小電力無線局及び小電力セキ ユリテイシステムの無線局(注 34、36、41)	4
	10特定小電力無線局(注 36)(1)チャネル間隔が 6.25kHz の				

	<u>もの</u> <u>ア 142.93MHz を 超 え</u> <u>142.99MHz 以下のもの及び</u> <u>146.93MHz を超え 146.99MHz</u> <u>以下のもの</u>	<u>2. 5</u>			
	<u>イ</u> <u>その他の周波数のもの</u>	2			
	(2) <u>その他のもの</u>	<u>4</u>			
	<u>11</u> (略)	(略)		<u>10</u> (略)	(略)
7 470MHz を超	1~3 (略)	(略)	7 470MHz を超	$1 \sim 3$ (略)	(略)
え 2,450MHz 以	4 特定小電力無線局(注 36)		え 2,450MHz 以	4 特定小電力無線局(注36)	<u>4</u>
下	(1) <u>チャネル間隔が 12.5kHz の</u> <u>もの</u>	2	下		
	<u>(2)</u> その他のもの	4			
	5~13 (略)	(略)		5~13 (略)	(略)
8 2,450MHz を	1 (略)	(略)	8 2,450MHz を	1 (略)	(略)
超え 10,500MHz	2 陸上局及び移動局(注 20、	100	超え 10,500MHz	2 陸上局及び移動局(注 20、	100
以下	31、34、36、47 <u>、57</u>)		以下	31、34、36、47)	
	3~7 (略)	(略)		$3 \sim 7$ (略)	(略)
9 (略)	(略)	(略)	9 (略)	(略)	(略)

注1~56 (略)

注1~56 (略)

- 57 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備に使用する電波の周 波数の許容偏差は、この表並びに注 20 及び 31 に規定する値にかかわら ず、次のとおりとする。
 - (1) 169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下又は 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3 (10⁻⁶)

 - (3) 5650MHz を超え 5755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 20 (10^{-6})

別表第二号(第6条関係)

第1~第27 (略)

- 第 28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から 第 4 までの規定にかかわらず、<u>次のとおりとする。</u>ただし、総務大臣がこ の値によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備について は、総務大臣が別に告示で定める値とする。
 - (1) 占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下のもの 5.8kHz
 - (2) <u>占有周波数帯幅が 5.8kHz を超えるもの</u> <u>8.5kHz</u>

第 29~第 71 (略)

- 第72 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅 の許容値は、第1から第4まで及び第13の規定にかかわらず、次のとお り指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
 - (1) 169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下及び 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が 100kHz 以下のもの 100kHz
 - イ 占有周波数帯幅が 100kHz を超え 200kHz 以下のもの 200kHz
 - <u>ウ</u> 占有周波数帯幅が 200kHz を超え 300kHz 以下のもの 300kHz
 - (2) 2483.5MHz を超え 2494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの 4.5MHz
 - イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの 9MHz
 - (3) <u>5650MHz を超え 5755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</u>
 - ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの 4.5MHz
 - イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの 9MHz
 - ウ 占有周波数帯幅が 9MHz を超え 19.7MHz 以下のもの 19.7MHz

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 59$ (略)

- 60 無人移動体画像伝送システムの無線局 (169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下及び 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。) の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び 18 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 2483. 5MHz を超え 2494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

別表第二号(第6条関係)

第1~第27 (略)

第 28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から 第 4 までの規定にかかわらず、<u>8.5kHz とする。</u>ただし、総務大臣がこの値 によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、 総務大臣が別に告示で定める値とする。

第 29~第 71 (略)

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 59$ (略)

ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2478. 5MHz 未満及び 2498. 5MHz を超え 2500MHz 以下	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 20μW以下</u>
2478. 5MHz 以上 2481MHz 未満及び 2496MHz を超え2498. 5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 300μW以下
2481MHz 以上 2483. 25MHz 未満及び 2493. 75MHz を超え2496MHz 以下	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2mW 以下</u>
<u>2500MHz を超え 2510MHz 以</u> <u>下</u>	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 10μW以下
<u>2510MHz を超えるもの</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 1μW以下</u>

イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2473. 5MHz 未満及び 2500MHz を超え 2510MHz 以 下	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 10 μ W 以下</u>
2473. 5MHz 以上 2478. 5MHz 未満及び 2498. 5MHz を超え 2500MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 150μW以下
2478. 5MHz 以上 2483MHz 未 満及び 2494. 5MHz を超え 2498. 5MHz 以下	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電</u> <u>力が 1mW 以下</u>

2510MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電
	<u>力が1μW以下</u>

- (2) 5650MHz を超え 5755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5590MHz 未満及び 5815MHz 以 上	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電</u> 力が 0.63 μ W 以下
5590MHz 以上 5630MHz 未満及 び 5775MHz 以上 5815MHz 未 満	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 3μW以下</u>
5630MHz 以上 5640MHz 未満及 び 5765MHz 以上 5775MHz 未 満	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 6.3μW以下</u>

イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 19.7MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5590MHz 未満及び 5815MHz 以 上	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電</u> 力が 0.63 μ W 以下
5590MHz 以上 5630MHz 未満及 び 5775MHz 以上 5815MHz 未 満	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電</u> 力が 3 μ W 以下

 $|\underline{61}|$ 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から $\underline{60}$ までの規定にかか $|\underline{60}|$ 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から $\underline{58}$ までの規定にかか わらず、その値を別に定めることができる。

わらず、その値を別に定めることができる。

圣三三

(搖行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(凝過推圖)

- <u>の施行後においても、なおその効力を有する。</u> の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)は、この省合う。 この省合の施行の際現に受けている一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条
- 明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。 いては、この省令の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証
3 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備につ

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照表 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は牧田部分) $\widehat{\top}$ 奖 田 Ж 熙 (特 他 無 豫 設 無 琳) (特定無線設編等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 |第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 | ~ | 仑< (容) | ~ | の< (容) 一の九 毀牖規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側 一の九 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側 波帯の電波を使用する単一通信路の強上移動局又は携帯局に使用するため の無線設備であって、その空中線電力が五つワット以下のもの(第二十五

一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一 日電皮、F一〇電皮、F一口電皮、F一日電皮、F一F電皮、F一N電 波、F一×電波、G一B電波、G一C電波、G一口電波、G一E電波、G 一F電皮、G一N電皮又はGIX電皮を使用する単一通言路の途上移動局 又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が五〇ワ ット以下のもの(第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十

| 6十| ~1|十 (容)

<u>一号に</u>施げるものを徐く。)

二十の二 設浦毘別第四十九条の七の三においてその無線設浦の条件が定め られている壁上移動局又はデジタル指令局(設備規則第三条第六号に規定 するデジタル指令局をいう。)に使用するための無線設備であって、その 空中線電力が五つワット以下のもの

波帯の電波を使用する単一通信路の強上移動局又は携帯局に使用するため の無線設備であって、その空中線電力が五つワット以下のもの(第一号の 11に掲げるものを徐く。)

一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一 日電皮、F一〇電皮、F一口電皮、F一旦電皮、 波、F一×電波、G一5電波、G一〇電波、G一口電波、G一丘電波、G 一F電皮、G一N電皮又はG一X電皮を使用する単一通言路の強上移動局 又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が五〇ワ ット以下のもの(第一号から第一号の五まで、 第一号の七及び前号に掲げ るものを徐く。)

| 6十| ~1|十 (器)

ニナのニ 設購関削第四十九条の七の三においてその無線設購の条件が定め られている逸上移動局又はデジタル指令局(設備規則第三条第六号に規定 するデジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。)に使用するため の無線設備であって、その空中線電力が五○フット以下のもの

1	11 試驗			四特定無線設備の種別		
圖	通画	三 測定器等	(智)	十一号の無線設備第二条第一項第七	十二号の無線設備第二条第一項第七	
5161	周波数	クトル分析器周波数計又はスパ		0	Ō	
置装信送	数 帯 唱 占 有 周 波	スペストンペス スペントンク スペントン 大 大 ス ス ス タ り 一 は に 数 は が が り と 、 と 、 と が り で り で り で り で り で り で り で り で り で り		0	Ō	
	スプリア	低周波発振器		0	$\overline{\bigcirc}$	

の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄

頃目ごとにそれぞれ司表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大豆

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合する ものであるかどうかについて審査を行う。

③ 特性試験

三・② (器)

技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとす

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

 \circ (器)

 ω°

れている強上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定めら

11+1 ~1+1 (容)

(器)

ものであるかどうかについて審査を行う。

周波数計又はスペ

は疑以信号発生器

ベンドメータ又は

スペクトル分析器 压司皮発振器

クトル分析器 擬似音声 発生器又

の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

11+1 ~ 1+11

 \mathcal{M}_{\circ}

三・② (容)

3 特性試験

周皮数

数带届

スプリア

装信

펦

占有周坡

 \sim

(器)

|別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとす

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合する

ア 汝の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験

頃目ごとにそれぞれ司表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大豆

が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の幱

(容)

特定無線設備の種別

第二条第一項第七十一号の無線設備

 \bigcirc

•				, le ,
単の 単の 出る 単の 単の 単の 単の 単の 素 を とり とり といい といい といい といい といい といい といい といい と	が器 又はスペクトル分 スプリアス電力計			射の強度
力空中線電	トル分析器測定器又はスペク電力計、電界強度	0	Ō	トル分析器力 別定器又はスペク の空中線電 電力計、電界強度
光 吸	比吸収率測定装置			光 吸
度又波移周 は数又波 変偏は数 調位周偏	調度計直線検波器又は変低周波発振器			度 又は変調 波数偏位 調度計 移文は周 直線検波器又は変 周波数偏 低周波発振器
係数 	ロスコープ低周波発振器オシ			
特性 ファシス プレエン	直線検波器低周波発振器			特性 アアシス 直線検波器 プレエン 低周波発振器
力機送波電	スペクトル分析器低周波発振器			力 スペクトル分析器 拠送波電 低周波発振器
数特性総合周波	電力計低周波発振器			数特性 電力計 総合周波 低周波発振器
び雑音総合歪及	歪率維音計 直線検波器 低周波発振器			
が信間上送 り立及が信 時ちびり立 間下送時ち	器はスペクトル分析がシロスコープ又			が9時間 信立ち下 間及び送 器 上が9時 はスペクトル分析 送信立ち オシロスコープス
送信時間	ロスコープ低周波発振器オシ			はスコープ 法信時間 低周波発振器オシ
力漏はいネ解 え帯電ル接 い域力漏チ 電外スネャ	本器 又はスペクトル分 電力測定用受信機 低周波発振器		○知 %	方 編えい電 は帯域外 析器 い電力又 又はスペクトル分 永心漏え 電力測定用受信機 殊接チャ 低周波発振器
きい送機 高いに送 力とてを	析器 又はスペクトル分 電力測定用受信機 低周波発振器			きの電力 析器いないと 又はスペクトル分 法信して 電力測定用受信機機送波を 低周波発振器
送信速度	オシロスコープ低周波発振器			オシロスコープ 送信速度 低周波発振器

	乗り 一様 のの のの で で で の の の の の の の の の の の の の	器はスペクトル分析は界強度測定器又		0	Ō		度 接 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	器はスペクトル分析はスペクトル分析電界強度測定器又		0
	感更	雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器					感度	雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器		
	福通常城	レベル計 周波教計 標準信号発生器					福温带英	レベル計周波数計標準信号発生器		
	減衰量	レベル計周波数計標準信号発生器					減衰量	レベル計 周波教計 標準信号発生器		
赵	ポンスス・レス	雑音計レベル計又は歪率快準信号発生器				赵	ポンスス・レス	雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器		
置装信受	度そル選択隣接チャ	ロスコープレスコープンベル計又はオシ標準信号発生器低周波発振器				置装信受	度なル選択隣接チャ	ロスコープロスコープレベル計又はオシ標準信号発生器低周波発振器		
	効果感度抑圧	レベル計標準信号発生器					効果感度抑圧	レベル計標準信号発生器		
	特性相互変調	雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器					特性相互変調	雑音計レベル計又は歪率標準信号発生器		
	数数 多の 部 図 関 数 数 数 数	周波数計					後 参 動 の 関 強 選 発 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	周波数計		
	特性 ファシス ディエン	直線検波器低周波発振器					特性 ファシス ディエン	直線検波器低周波発振器		
	び雑音総合歪及	歪率雑音計 標準信号発生器					び雑音総合歪及	歪率雑音計 標準信号発生器		
洪,) $5 \sim 1$	ととと、				洪,	$\frac{1}{2}$	(と)		
-	<u>≈</u> 11′ E	八三・五岬を超え	′ 🗉 +	九四畑 以下の周波数	の電波を使用する	9				
	ものを除	· · ·								
124		tothe a fit to the a a fit to the	÷ 0 =	7 ~ 1) by 0.0 & BB (*)		124		tothe C AZ tothe C A AZ tothe	* 05 8 7	T with a a M HH M
		第8条、第 20 条、第 ──						第8条、第 20 条、第 ——		
3	表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号				1	表示は、次	の様式に記号 R 及び	が技術基	準適合証明番号又は工事設計認証番号	

を付加したものとする。

(略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	YT
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	<u>RB</u>
5 (略)	

を付加したものとする。

(略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第 71 号に掲げる無線設備	YT
5 (略)	

(下線部は改正部分)○昭和三十二年郵政省告示第七百八号(免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

			黒 作		
o ラジコン用発振器用 	1	c2 レジコンEXE 1 (器) (器)	熊器 町		
電波の型式 周波数	 電		電波の型式	西	 無
(盤) (盤)	(智)		(盤)	(쌀)	(쌀)
D D D D D D D D D D	る。 の用に供するものに思る場合であつて、産業操猟用発振器に使用する は縦甲発振器に使用する	K	F1110		る。の用に供するものに限る場合であつて、産業操縦用発振器に使用す模型飛行機以外の無線
	・三二 EW : U : U : U : U : U : U : U : U : U :			$\begin{array}{c} \lambda \cdot \cdot \cdot \\ \mathbb{R} \\ \lambda \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot $	に供するものに限る。合であつて、産業の用用発振器に使用する場構理能行機の無線操縦

至 三

第二項第二号の規定にかかわらず、平成三十三年八月三十一日までは、なお従前の例による。」この告示の施行の際現に七三・二二㎞、七三・二三億又は七三・二四㎞の周波数の電波を使用している無線局のラジュン用発振器は、この告示による改正後の

(下線部は改正部分)○平成元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

1	 公		現行(一条音がは14番人)
「	←及び四四○ № を超っ		後数の電波を使用する無線設備 2 四一○呱を超え四三○呱以下及び四四○呱を超え四七○呱以下の周11 (略) 1 (略) 送交換をいう。) 用用及びデータ伝送 (主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)
10・31 10・31 20 (0) 10	な無機器の な な な な な な な な な な	報通信方式単信方式又は同単向通行方式とは同	
	<u> であるこか。</u> <u> ミッフット以下</u>		

大二五頭以上四 四二九・八一五 加えたもの。 五四の整数倍を	<u>フィ</u> H
四二九・八一五 単向通信方式	J'
	H
	三報
<u> 1 </u>	後信
<u> </u>	後信
<u> 団 式・ </u>	
大二年前及び回	
<u> 11 式・ </u>	
<u> 11 世 甍 </u>	
日田の難数倍を	
ジにいれるの画	
<u> </u>	
の。この場合に一般を加えたも	
<u> ら。いら談句 ? </u>	
<u> おさん、目川</u>	
<u> </u>	
国国公路職用	
<u>₹.<111<</u>	
H 型は、 関数数	
<u> </u>	
The 160	

国国子·	'티○
<u> </u>	
回七・八十	
<u> 九田 景 文</u> h	
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
四四七・二	<u>(80</u>
4	(5日
<u> 国土・ </u>	
<u> 기벼 뛰 </u>	
田田の翻巻	
加えたもの	
シ にいさい	
<u> </u>	
<u>の。いらずれる。 M </u>	<u>8</u> 40万
# 3 P	
H NHH ジ 及 ジ	
<u> </u>	
H H が だ、 E	
重御田下 を	- 水
かる。	
<u> </u>	14.40.00

<u>() チャネル間隔が一二・五班のもの</u>

電波の型式	周波数	空中線電力	
F D D D G G G F F F D D D D G G G F F F D D D D	の数 ・	と <u> 以 三 場 め の 中 下 で に た か で で で が れ か の 中 で で が か り が か か か か か か か か か か か か か か か か</u>	報通信方式 単信方式又は同 単向通信方式、

一 占有周波数帯幅が八・五 畑以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	の数 ・	ト ○・ レットス	報通信方式単信方式又は同単向通信方式又は同単向通信方式

て、四二九・一の周汝教であった三七五風以下。以上三七五風以下。以上四二九・	<u>れていない場合の</u> <u>の筐体に収めら が無線設備の一 ただし、空中線 ーフット以下。</u>	て、四二九・一の周汝教であった三七五郎以下に三七五郎以下四二九・	一レシャスト	
	単向通信方式、同報単向通信方式、であること。であること。とりツト以下は、一大・三七	H M M M M M M M M M M M M M M M M M M M		単信方式、同報単向通信方式、
- 及 - 及 - で - で - で - で - に - に - に - に - に - に - に - に - に - に	方式方式平復信方式又は半複信通信方式、複信	- 及 - 及 - で - で - で - で - に - に - が - に - 上 - に - 上 - に - 上 - に - に - に - に - に - に - に - に - に - に		方式方法半複信方式又は半複信通信方式、複信
四 た た ら か り り が が が が が が が が が が が が が が が が が		四回七・ たもの・ たもの、 たっの。 では、 での、 での でといっ で で で で で で で で で で の の の の の の の の の		
た・人三七五 あって、四四 以下の周汝数四 七・人人七五 三 三 日 四 四		た・人三七五子のよう クラン B B I B I B I B I B I B I B I B I B I		
の、及びこれら 倍を加えたも 二・五記の整数 三七五記に一 及び四四九・八		の、及びこれら 倍を加えたも 二・五郎の整数 三七五郎に一 及び四四九・八		

	の周波数に一	
	九・六때を加え	
	たもの。 <u>いの認</u>	
	合において、四	
	ニれ・九二五頭	
	及び四四九・八	
	二年典並びに回	
	四九・八八七五	
	興及び四六九・	
	四八七五型は、	
	周波数制御用	
	チャネルとす	
	<i>1</i> %∘	
L		

□ チャネル間隔が二五 畑のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
F D D G G G F F F D D D G G G F F F D D D D	MB MB MB MB MB MB MB MB	N	報通信方式単信方式又は同連合方式又は同

ひ・4 (答)

笠庸 5 一、二一五 呱 を超え一、二六○ 呱 以下の周波数の電波を使用する無線

し チャネル間隔が一二・五畑のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	<u> </u>
<u> </u>	1/1114.0	一ワット以下。	単向通信方式、
H110, H11F,	〇六二年原以上	ただし、空中線	単信方式、同報
LHT, UTH	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	が無線設備の一	通信方式、複信

へ嘘を加え		
2。 <u> 竹がつ</u> 、		
九・九二五		
び四四九・		
土風 並びに		
八・ 人 八 十		
及び四六		
周波数制御		
チャルチャ		
	ャ周四 九七ぐ九の六次次が次次を・Miz 四・Miz 四・大数七び八米四九六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	画 M M M M M M M M M M M M M M M M M M M

<u>「」 占有周波数帯幅が八・五 凪を超え一六 凪 以下のもの</u>

電波の型式	周波数	空中線電力	
FDDDGGGFFF DDDDGGGFFF DDDDDDDDD XDDDGGGFFF GDDGGGFFF DFFFFFF CFFFF	MB1 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	ト ○・ レットユ	報通信方式単信方式又は同単向通信方式又は同単句通信方式

∞・4 (器)

設備 「、二一五 肌 を超え一、二六〇 肌 以下の周波数の電波を使用する無線

G D G	九三七五曜以下	の筐体に収めら	方式又は半複信
P110, P11F,	の周波数であっ	れていない場合	方式
040, 04r,	h, 1,111 K.	は、一大・三七	
D D T	〇〇六二五班及	ミリワット以下	
DID, DIF,	311111111111111111111111111111111111111	であること。	
ロセロスはロナ	<u>OOKIIH 単に</u>		
五	一二・五田の整		
	数倍を加えたも		
	の、並びにこれ		
	らの周波数に三		
	大畑を加えたも		
	の。この場合に		
	おさん、1、11		
	14.00411		
	HHW / 1 / 1 1		
	大・0一八七五		
	MH, 1, 111 \(\frac{7}{4}\).		
	五〇六二五點及		
	3111114.		
	五一八七五服並		
	びにこれらの周		
	波数に三六畑を		
	加えたものは、		
	周波数制御用		
	チャネルとす		
	₩°		

□ チャネル間隔が二五版のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
F D F	1′1114.0	フット以下 <u>。</u>	単向通信方式、
F110, F11F,	二五五二以上	ただし、空中線	単信方式、同報
ド七口、ドナド、	1、111六・七	が無線設備の一	通信方式、複信
р О, р н,	八七五 堀 以下の	の筐体に収めら	方式又は半複信
Q110, Q11F,	周波数であっ	れていない場合	方式

一 占有周波数帯幅が一六 斑以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
0110, 0117, 0117, 0110, 01117, 0117, 01	周波数であった 大七五 1、11 1、11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	レット以下	方式方式又は半線信通に方式又は半線信値方式、線信車方式、同報車回通信方式、同報

0110, 011F,		であること。 ミリワット以下 は、一大・三十	
		<u></u>	

□ チャネル間隔が五○畑のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
FDDDGGGFFF 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		であること。 、フットリン は、一大・リント なていない場合 が無線設備の ただし、空中線 では、100円 では、	大式 方式 人式 人式 文は半数信 単信方式、複信 単向通信方式、同報

1 H M 及び 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ネルとする。波数制御用チャーニュ	

二 占有周波数帯幅が三二凪以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	
FDDDGGFFF DDDDDGGFFF DDDDDDDDD XXDDGGFFF GDDGGGFFF CFFF CFFFF CFFFF	ル数に ル HI	レッ・以下	大式 大式 大式又は半機信 通信方式、複信 単信方式、複信 単向通信方式、同報

る。 用チャネルとす は、周波数制御 グー、二五二 ー、二一六 風 及 I U A Z E M A D I U A D	
--	--

二 医療用テレメーター用

□~□ (盤)

11 (盤)

四 国際輸送用データ伝送用

(盤)

H・ 代 (略)

七 補聴援助用ラジオマイク用

- 八 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)
- <u>の電波を使用するものを除く。)</u> 七五 <u>ug 以下又は四五四・○五 <u>ug 以上四五四・一九三七五 ug 以下の周波数日 チャネル間隔が六・二五 版のもの(四一三・七 ug 以上四一四・一四三</u></u>

電波の型式	周波数	空中線電力	
다 D , 다 디 ,	<u>四二二・二九六</u>	<u>○・○ レシ</u> ←	単向通信方式、
<u> </u>	八七五冊以上四	以下	単信方式又は同
正三日、下十岁、	<u>□□・□</u> ≒⊀<		報通信方式
0 D U U	七五畑以下の周		
<u>0110, 0110,</u>	波数であって、		
<u>2440, 048</u>	<u>四二二・二九六</u>		

<u>つ、</u> 1、111 代	
及び1、11年11	
E は、周波数制	
御用チャネルと	
する。御用チャネルと	

て、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。)用二 医療用テレメーター(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関におい

-- □ ◇ □ (容)

[11] (盤)

の間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。) 国際輸送用データ制御設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)と 際輸送用データ伝送設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)及び 号イに規定するものをいう。以下同じ。)及び 号イに規定するものをいう。)の管理の業務の用に供するものであって、国国際輸送用データ伝送(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の十四第五

(盎)

冶・代 (盤)

の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。) ト 補聴援助用ラジオマイク (聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他

--- の (盤)

八 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)

	八七五畳及び四		
	111· 1 九六八 		
	<u> 力田 麗 </u>		
NACHA HURITH			
Manto	田田の整数倍を		
	加えたもの	0 15575	ED PK smilder in 177
	<u>□</u> · ≺○≺	<u> </u>	同報通信方式、
	三七五五以上四	<u>F</u>	複信方式又は半
	111 · 代O代三		複信方式
	七五畑以下の周		
	波数であって、		
	<u>四三一・八〇九</u>		
	三七五四及び四		
	111・八〇九三		
	<u>カ性 夏 </u>		
	五川の整数倍を		
	加えたもの並び		
	にこれらの周波		
	数に一八・四五		
	畑を加えたもの		
	国1111・○用11	<u>○・○ レッ</u> ←	単向通信方式、
	1 五 銀 以上四	<u> </u>	単信方式又は同
	1111 · 140K		報通信方式
	二五瓜以下の周		
	波数であって、		
	国1111・○月11		
	二二五点及び四		
	1111.04111		
	二世重に大・二		
	五川の整数倍を		
	加えたもの。こ		
	の場合におい		
	<u> </u>		
	八四三七五風及		
	<u> </u>		
	Д I I I Т		l

	<u>○大二五型は、</u>		
	周波数制御用		
	<u>ナャネックサービジ券は存足</u>		
	<u>%</u>		
	<u> </u>		同報通信方式、
			複信方式又は半
	111 • < 01111		複信方式
	二五堀以下の周		
	波数であって、		
	<u>四二一・五七八</u>		
	二二五順及び四		
	11. HT		
	11年 題 24・11		
	五川の整数倍を		
	加えたもの並び		
	にこれらの周波		
	数に一八・四五		
	題を加えたも		
	の。いの認合に		
	<u>おいて、日川</u>		
	1 · 七七六八十		
	H M		
	< 0 1		
	W 280.11		
	四六八七五順及		
	200·11H		
	三二二年戦な、		
	周波数制御用		
	チャネルとす		
	<u>100°</u>		
<u> 20 </u>	開が六・二五畑のも	- B (日 川・七 程	
. , , — —			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

の電波を使用するものに限る。)及びチャネル間隔が一二・五 畑のもの七五 堀以下又は四五四・○五 堀以上四五四・一九三七五 堀以下の周波数2 チャネル間隔が六・二五 畑のもの(四一三・七 堀以上四一四・一四三

電波の型式	周波数	空中線電力	 無析
다 D, 다 터,	四三二・二点以	O · O D ୬ · −	単向通信方式、
FIID, FIID,	<u> </u>	以下	単信方式又は同
	以下の周波数で		報通信方式
	あって、四二		
011D, 011E,	1 · 1 MH		
\\ AHG, AHG, AHS,	1111・11 WH Z N 1		
	二・五川の整数		
0110' 011m'	倍を加えたもの		
	回 二 ・ 八		同報通信方式、
XなDナ≫	五 型 以 上 四 二		復信方式又は半
	・		複信方式
	以下の周波数で		
	あって、四二		
	・		
	及 区		
	- 二・ KHZ MBZ 数を で 数数で		
	倍を加えたもの「中土」の数数		
	並びにこれらの		
	周波数に一人・		
	四五畑を加えた月沙勢。一人		
	\$ N N Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y		
	B1111・○H 型		単向通信方式、
	文 		単信方式又は同一
	八七五堀以下の		報通信方式
	周波数であっ		
	と、国1111・0		
	正風及び四二		
	11・0年票71		
	二・五川の整数		
	倍を加えたも		
	<u> </u>		
	松い と、 国 二		

電波の型式	周波数	空中線電力	
D G G G F F F C C C C C C C C C C C C C C	あって、四二以下の周波数で上四二二・三 三四	以下 ○・○ レット	報通信方式単信方式又は同単向通信方式又は同單向通信方式、
XTDTX WHUTH WHUTH WHUTH WHITH	四周 田 田 田 成 で で で の に が に が に が に が に が に に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に		複信方式複信方式又は半同報通信方式、
	□ の 倍 二 二 五 イ 周 人 以 回 む で か・・MIZ		報通信方式単信方式又は同単向通信方式又は同

$ 1 \cdot < \uparrow \downarrow H $				E は、周波数制		
は、周波数制御				御用チャネルと 近い 見没き出		
				する。衛用ディスパン		
用チャネグシャ				10 No		
₩°°						
田二十・田二田		同報通信方式、		五十五・二四日		同報通信方式、
를 갖게되니 ·		複信方式又は半		型 以上四二一·		複信方式又は半
		複信方式		ハ 堀 以下の周波		複信方式
数にあって、回				数であって、四		
				H 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
及び四二一・王				及び四二一・五		
# H 를 기 11 ·				カ버렸다!!·		
五四の整数倍を				五川の整数倍を		
加えたもの並び				加えたもの並び		
にこれらの周波				にこれらの周波		
数に一人・四五				数に一八・四五		
国 を加えたも						
C。 <u>い 8 歳 で </u>				<u>の。 ただし</u> 、 西 を 却えたも		
<u> </u>				ニニ・八頭及び		
し・						
国〇・1 1 H 型 ゼ′				は、周波数制御		
周 波 教 制 御 用				用チャネルとする。		
チャネルンす				% 。		
10°						
以 に に に に に に に に に に に に に	0.00172	同報通信方式、	FIIOXXFIII	四一三・七畑以	0.00173	同報通信方式、
	•	複信方式又は半層葬道信ブロ	<u>н</u> н н н н н н н н н н н н н н н н н н			復信方式又は半同章近信フェ
	<i>→</i> /1	複信方式を信力 ヨッパニ	I	$\begin{array}{c} \text{III} \rightarrow \text{III} \\ \text{O} $	- 7/1	複信方式を信力 ヨッパュー
		44.1∠ IH		周波数であっます思り下の		14.4.1.1.1H
し、囚 l l l · t z l m 治 数 b お t l						
				スペロー川・ファック M H T - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
文 で は に に に に に に に に に に に に に				及び四一三・七		
MA AMA ME				M M N N N N N N N N N N N N N N N N N N		
の整数倍を加え				の整数倍を加え		
たもの対グに回				たもの並びに四		
H回・○H II ス				五四・○五堀以		
上四五四・一九				上四五四・一九		

の ・ MEZ MEZ MEZ MEZ MEZ MEZ MEZ MEZ	
の 数毎を記えた。 二五元 Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの Mの	

注 (略)

九 音声アシスト用無線電話用

(坐)

十 移動体識別用

日・27 (器)

十一 ミリ波レーダー用

(器)

十二 移動体検知センサー用

(盤)

- 十三 人・動物検知通報システム用
- <u>--</u> 占有周波数帯幅が五・八 迅以下のもの

<u> </u>	空中線電力	<u> </u>
三四三七五郎及び一回であって、一四二・九三七五郎以下の周汝教明以上四二・九八四一四二・九八四一四二・九八四	<u>LDV-ZK</u>	式又は同報通信方式単向通信方式、単信方

三七五堀以下の	
周波数であっ	
て、四五四・〇	
五頭及び四五	
四・○五点だ	
大・二五四の整	
数倍を加えたも	
6	

辻 (略)

声によって伝送する無線電話をいう。) 用丸 音声アシスト用無線電話 (視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音

(盤)

- Ⅰ・2(略)十 移動体識別 (設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。) 用
- であって、無線標定業務を行うものをいう。) 用ナー ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダー

(密)

用限得するために使用するものであって、無線標定業務を行うものをいう。)助、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で十二 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するた

(盤)

う。)用する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいする情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをい十三 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関

周波数	空中線電力	<u> </u>
	1 D » T Z IF	式又は同報通信方式、単向通信方式、単信通信方式、単信方

えたもの らの周波数に四間を加加えたもの並びにこれ ボ・ニ五郎の整数倍を ニ・九三四三七五郎に		
0 占有周波数帯幅が五・八 5 を超えー一・六 5 以下のもの		
周波教	空中線電力	<u> </u>
を加えたもの これらの周波数に四番を加えたもの並びにままた。 一郎に大・二五郎の整数 で、一郎二・九三七五 上郎二・九三七五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	<u>LD≯⊤ZIF</u>	式又は同報通信方式単向通信方式、単信方
3 占有周波数帯幅が一一・六 凪 を超え一七・四 凪 以下のもの		
<u> </u>	空中線電力	<u> </u>
和えたもの 大・二五 記の整数倍を 二・九四〇六二五 EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE	1 D > T Z F	式又は同報通信方式、単向通信方式、単信方

至三

という。)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」」、この告示の施行の際現に受けている一四二・九三㎞を超え一四二・九九㎜以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法

術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。いては、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技

定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表 ○平成元年郵政省告示第四十九号(特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を

(下線部は改圧部分)

((()

ばその後の送信を行わないものであること。止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなけれ波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停二一送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電

	送信時間	送信休止時間
(盤)	(盤)	(盤)
人・動物検知通報システム用	<u>大〇秒</u> 注 2	二数 注 0.

注1~の (略)

- かかわらず、次のとおりとする。2 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値に
 - の総和は一秒以下であること。 え付けていない無線設備については、五秒間当たりの送信時間 □ 空中線電力が一○ミリワット以下<u>かつキャリアセンスを備</u>
 - るものとする。を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができる停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができ② 電波を発射してから連続する<u>大○秒</u>以内の場合は、その発射
- 三キャリアセンスは、次のとおりであること。

(器)

ばその後の送信を行わないものであること。止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなけれ波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停二、送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電

 田 徴	送信時間	送信休止時間
(盤)	(盤)	(盤)
動物検知通報システム用	<u>大〇〇秒</u> 注 n n n n n n n n n n n n n n n n n n	

注1~の (略)

- かかわらず、次のとおりとする。い 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値に
 - 秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。 ① 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五
 - るものとする。 射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができめ 電波を発射してから連続する大○○秒以内の場合は、その発
- でキャリアセンスを行うことができる。は、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数話(空中線電力が、一ミリワット以下のものに限る。)のものについて三 キャリアセンスは、汝のとおりであること。 ただし、用途が無線電
 - が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあっては、絶対利得帯の周波数の電波を使用するものに限る。)、動物検知通報システムコ・テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇 凪

٦J°

- 20。 過した値に達するまでの間、電波の発射を行わないものであるこ デシベルの空中線に○・○一ワットの空中線電力を加えた値を超 フットを超えるものに限る。)にあっては、絶対利得が二・一四 トロール用及びデータ伝送用の無線設備(空中線電力が○・○一 は、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わない 電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあって となる他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する 100デンベル)(1ミリワットを○デンベルとする。)以上の値 2コントロール用及びデータ伝送用の無線設備にあっては、(1) (1、11○○叫帯の周波数の電波を使用するテレメーター用、テ
- 内において行う送信については、キャリアセンスを要しない。

 () キャリアセンスを行った後の最初の送信から前項の送信時間
- のを用いる場合は、この限りでない。 あること。ただし、送信に用いる空中線系と同等以上の特性のも 同 キャリアセンスに用いる空中線系は、送信に用いる空中線系で
- アセンスを行うものであること。用する場合は、その使用する全ての無線チャネルについてキャリまでに規定するもののほか、二又は三の無線チャネルを同時に使用・動物検知通報システム用の無線設備にあっては、印から③
- とる。
 にあっては、自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことがでに限る。)であって、通信方式が複信方式及び半複信方式のもの開線電話用の無線設備(空中線電力が一ミリワット以下のもの

ひ (器)

を行わないものであること。 えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射得が二・一四デンベルの空中線に○・○一ワットの空中線電力を加線電力が○・○一ワットを超えるものに限る。)にあっては、絶対利データ伝送用の無線設備(四○○ 때帯の周波数の電波を使用し、空中波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあっては、受信周上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波

72 (魯)

式及び半複信方式のものにあっては、受信周波数に対応する送信周を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波。)の無線設備にあっては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線。 データ伝送用(一、二〇〇 때 帯の周波数の電波を使用するものに限

- 四 送信時間制張装置の備付けを要しない無線設備は、炊のとおりとす
 - コ テンメーター用、テンコントロール用及びデータ伝送用
 - □ 四二九・二四六八七五 5以上四二九・七三七五 5以下、 ||・○三||二||五吨以上|、二五二・五吨以下の周波数の電波を 使用するもの
 - ② 四二九・八一五六二五配以上四二九・九一五六二五配以下、 四四九・七一五六二五 祗以上四四九・八一五六二五 祗以下、四 四九・八四〇六二五 吨 以上四四九・八七八一二五 凪 以下又は四 大九・四四〇六二五 妣 以上四六九・四七八一二五 妣 以下の周波 数の電波を使用するもののうち、チャネル間隔が大・二五 此かつ 空中線電力が一ミリワット以下のもの
 - 五二・五三一二五 肌以上一、二五三 肌以下の周波数の電波を使 用するもののうち、挙囲挙方曜計電力が絶対利得一・一四デシベ →の送信空中線に○・○○一ワットの空中線電力を加えたときの <u>値以下のもの</u> 22~ 6 (略)

ひ~の (器)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

ー~で (器)

- が一つミリワット以下であるもの
- の技術的条件は、次のとおりとする。

--- (容)

皮数)の電皮の発料を行わないものであること。この場合において、 空中像電力がつ・〇一ワットを超えるものにあっては、絶対利得が | 団デシベルの空中線につ・〇一ワットの空中線電力を加えた 値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行 わないものであること。

<u>4・で</u> ()

- 四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとす
 - <u> ラレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線</u>設 備のうち、四二九・二五 邸 以上四二九・七三七五 邸 以下、 $\overline{\text{K} \cdot \text{ONTH } \overline{\text{A}}}$ $\overline{\text{ATT}}$ $\overline{\text{ATT}}$ $\overline{\text{ATT}}$ $\overline{\text{ATT}}$ $\overline{\text{ATT}}$ $\overline{\text{ATT}}$ 五凪以上一、二五二・五凪以下の周波数の電波を使用するもの又は |、||大・五三七五帆以上|、||七帆以下及び| 三七五 凪 以上一、二五三 凪 以下の周波数の電波を使用するもののう ち、等価等方輻射電力が絶対利得ニ・一四デシベルの送信空中線に ○・○○一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

ひ~の (器)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

ー~で (器)

- 動物検知通報システム用の無線設備のうち、その空中線電力が一 ○ミリワット以下であるもの
- 六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置一六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置 の技術的条件は、飲のとおりとする。

ー~で (容)

- 用するものにあっては、次のとおりであること。 置であって、四〇〇 凪 帯又は一、二〇〇 凪 帯の周波数の電波を使り テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装
 - ブラットネル間隔が二五点のもの

ベル以上低いこと。
(土) 八 凪 の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシ調した場合において、搬送波の周波数から二五 凪離れた周波数変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変

コ チャネル間隔が五〇地のもの

シベル以上低いこと。 (土)一六 凪の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四○デ調した場合において、搬送波の周波数から五○ 凪 離れた周波数変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変

~ (容)

電力が搬送按電力より四○デシベル以上低いこと。

| 1・五川 離れた周波数の(土)四・二五 旧 の帯域内に輻射されるの周波数の電波を使用するものにあっては、搬送波の周波数から一三七五 凪 以下又は四五四・○五 凪 以上四五四・一九三七五 凪 以下回、無線電話用の送信装置であって、四一三・七 凪 以上四一四・一回

- ○隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりとする。→ 設備規則第四十九条の十四第二号のホの人・動物検知通報システム
 - に輻射される電力が搬送波電力より四〇デンベル以上低いこと。幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の(土)二 弘 の帯域内1 隣接チャネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げる占有周波数帯

電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。周波数から二五 凪 離れた周波数の(土)人 凪 の帯域内に輻射される有周波数帯幅が八・五 凪 以下のものを除く。)にあっては、搬送波の置で四〇〇 凪 帯の周波数の電波を使用するもの(発射する電波の占すレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装

~ (容

- - ブライネル間隔が二五班のもの

ご チャネル間隔が五〇畳のもの

ベル以上低いこと。
(土)一六 凪の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシ調した場合において、搬送波の周波数から五〇 凪離れた周波数変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変

占有周波数帯幅	周 波数
五・八斑以下	機送波の周波数から六・二五四離れた周波数
五・八班を超え一	機送波の周波数から九・三七五四離れた周波
<u> 1・ 大 斑 以下</u>	鰲
<u> 一 </u>	機送波の周波数から一二・五四離れた周波数
<u> 1 七・回 斑 </u> 以下	

F以下であること。 用する無線設備にあっては、等価等方輻射電力)が一マイクロワッ内に輻射される電力(絶対利得が○デシベル以下の送信空中線を使表の下欄に掲げる帯域外隣接チャネルの周波数の(土)人 凪の帯域る電力が搬送波電力より四○デシベル以上低い値であり、かつ、同げる帯域内隣接チャネルの周波数の(土)11 凪の帯域内に輻射され用する場合にあっては、同表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲出する場合にかかわらず、次の表の上欄に掲げる中心周波数を使

中心周波教	<u>の周波数</u> 帯域内隣接チャネル	<u>の周波数</u> 帯域外隣接チャネル
<u> </u>	数六・二五 氓高い周波概送波の周波数から	DIII・大 MHz
MH4 回 ・	波数九・三七五 弘高い周機送波の周波数から	
数帯幅が一・大 二五田(占有周波 一四二・七四〇六	数 ・五児高い周波	
二五型 (占有周波 四二・九七八一 に限る。)	一二・五凪低い周波機送波の周波数から	MH4

に限る。) 出 を超えるもの数帯幅が一一・六	桑	
H M	波数九・三七五比低い周機送波の周波数から	
<u> 七年 題</u> <u> 日二・七</u> 八日三	数六・二五m低い周波機送波の周波数から	
<u> 七年銀</u> <u> 一回木・七三四三</u>	数六・二五児高い周波機送波の周波数から	一四六・九二郎
<u>夏</u> <u> 国</u> 代・七川七円	波数九・三七五邱高い周機送波の周波数から	
<u>玉螺</u> <u>一団大・七八一二</u>	波数九・三七五仏低い周機送波の周波数から	18九票
	数六・二五比低い周波機送波の周波数から	

| ること。 | 設備にあっては、等価等方輻射電力)が一マイクロワット以下であれる電力(絶対利得が○デシベル以下の送信空中線を使用する無線に従い、同表の下欄に掲げる周波数の(土)二・凪の帯域内に輻射さ場合にあっては、第一号の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分|| 前二号の規定にかかわらず、空中線電力が一○ミリワット以下の||

圣三

<u>1 この告示の施行の際現に受けている一四二・九三 呱 を超え一四二・九九 ‐ 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法</u>

という。)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」

術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。いては、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技了。」この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備につ

旧対照表○平成六年郵政省告示第七十二号(端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件)の一部を改正する告示案 新

(下線部は改正部分)

改 正条	
11 (略) 4~の (略) を使用する端末設備もの(体内無線制御設備に限る。)及び人・動物検知通報システム用のものなの(体内無線制御設備に限る。)及び人・動物検知通報システム用のものスの傭付けを要しないものを除く。)、体内植込型医療用データ伝送用のメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの(キャリアセン第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、テレコ・2 (略) 1・2 (略) 非未設備	11 (略) 4~の (略) 及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備除く。)、体内植込型医療用データ伝送用のもの(体内無線制御設備に限る。)か用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものをびに空中線電力を定める件)に規定するテレメーター用、テレコントロー元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成は未設備

○平成六年郵政省告示第四百二十四号(端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件)の一部を改正する告示案・新旧対照表

(下線部は改正部分)

>> 2	寸	理	3位
に従い、それぞれ同表の下欄に掲げ		に従い、それぞれ同表の下欄に掲げ	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
· (盤)	(2)	· (智)	(盤)
三二電波法第四条第一項第三号	日ベカットジオ	三 電波法第四条第一項第三号	国ベアット以上
に規定する無線局であって、電		に規定する無線局であって、電	
波法施行規則第六条第四項第		波法施行規則第六条第四項第	
よる (*** ***		「子で規定する特定小電力無	
線局 (以下「特定小電力無線局」		という。) の無線設備のうち、平線局 (以下「特定小電力無線局」	
テレメーター用、テレコントという。)の無線設備のうち、		成元年郵政省告示第四十二号という。この無務記律のディーエ	
ロール用及びデータ伝送用のデュットを一用「ブリューター」		- 特定小電力無線局の電波の 成子年更政律告示第四十二号	
もの(キャリアセンスの備付け」「1月月及びラータ伝送用の		型式及び周波数並びに空中線(作点が高力乗移長の電池の	
を要しないものを除く。以下すの(ジュリアヤンブの値付け)		電力を定める件)に規定するテラ子で見換券立つに対ける	
「テレメーター用等の特定小を動したいするが除く」が「		フメーター用、アフコントロー電子を応答が合う。いまだす。	
電力無線局の無線設備」とい		ル用及びデータ伝送用のものは、ディッグ・月、ディッグ・ロージャー	
ろ。) 言一一発発用の無発言のごうい		(キャリアセンスの備付けを ノ月プロジャグ位送用のする	
		要しないものを除く。以下「ティジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		レメーター用等の特定小電力	
		無線局の無線設備!シいろ。)	
四 特定小電力無線局のうち、体	11国アット又七	四特定小電力無線局のうち、平	11屆沪シャ文九
内植込型医療用データ伝送用し、特別へ富力発送用して、		成元年數政省告示第四十二号	
(以下「体内植込型医療用デー」		に規定する体内植込型医療用	
タ伝送用 こという。)の体外無		データ伝送用(以下「体内植込	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		型医療用データ伝送用」とい	
		心。)の存外無線門御設備	
H		H	

六 特定小電力無線局の無線設	四人ビット以上
備のうち、人・動物検知通報シ	
ステム用のもの(以下「人・動	
物検知通報システム用の特定	
小電力無線局」という。)の無	
蒸設 編	
ナ~十川 (器)	(쌀)

法によるものとする。 掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方」 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状
	態であるとの判定の方法
1 • 1 () ()	(盎)
三 テレメーター用等の特定小電	① テレメーター用等の特定小電
力無線局の無線設備	力無線局の無線設備(四〇〇m
	帯の周波数の電波を使用するも
	のに限る。) を使用するものに
	あっては、受信機入力電力が
	(一)九六デシベル (一ミリ
	ワットや〇アシベガとする。)
	以下の場合に判定を行う。
	(<u>a</u>) (<u>a</u>)
	母 データ伝送用の特定小電力無
	線局の無線設備(一、11○○照帯
	の周波数の電波を使用するもの
	に限る。)を使用するものにあっ
	ては、受信機入力電力が(一)一
	○○デッベル (一ミリワット
	を○デシベルとする。)以下の
	場合に判定を行う。
包 (쒙)	(智)

大 特定小電力無線局の無線設	四人ビット以上
備のうち、平成元年郵政省告示	
第四十二号に規定する動物検	
知通報システム用のもの(以下	
「動物検知通報システム用の	
特定小電力無線局」という。)	
の無線設備	
ナ~十川 (磊)	(盤)

法によるものとする。 掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方」 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状
	態であるとの判定の方法
• 1 () ()	(盤)
大無線局の無線設備 三 テレメーター用等の特定小電	のに限る。) を使用するものに帯の周波数の電波を使用するも力無線局の無線設備(四〇〇四日・フィイクー用等の特定小電
	定を行う。 マイクロボルト以下 の場合に判あっては、受信機入力電圧が七
	判定を行う。 七マイクロボルト以下 の場合に では、 <u>受信機入力電圧が回・団に殴る。</u>)を使用するものにあっ の周波数の電波を使用するものの関係 線局の無線設備(一、二〇〇EE帯 は、「一夕伝送用の特定小電力無
日 (盤)	(智)

エ 人・動物検知通報システム用	受信機入力電力が(I)九六デシ
の特定小電力無線局の無線設	ベル (一ミリワットを)デシベ
=	ルとする。)以下の場合に判定を
	行る。
代~十 」 (と)	(と)

- する。又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりと三、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備
 - 口 (盤)
 - 3~5 (略)電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等2 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線

曰 (咎)

る自営電気通信設備は、次のとおりとする。五端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用す

□~4 (器)

する自営電気通信設備ら 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用

 $0 \sim \frac{1}{2} \sim 6$

特定小電力無線局の無線設備五動物検知通報システム用の	ルト以下の場合に判定を行う。受信機入力電圧が七マイクロボ
七~十 1 (と)	(智)

- する。又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりと三、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備
 - 口 (盤)
 - 力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電
 - හ~い (盤)

回 (盤)

る自営電気通信設備は、次のとおりとする。五端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用す

ー~4 (器)

自営電気通信設備ら 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する

(盤) 2~0

中線の技術的条件を定める件)の一部を改正する告示案・新旧対照表○平成十二年郵政省告示第三百十四号(無線設備規則第四十九条の十四第一号へのただし書の規定により、同号へ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空

(下線部は改正部分)

汝正案

線設備は、灰のとおりとする。一無線設備規則第四十九条の十四第一号へ本文の規定を適用しない無

る無線設備であって、炊に掲げる用途のもの七○凪帯、四○○凪帯及び一、二○○凪帯の周波教の電波を使用す

コ テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

ひ・の (器)

- 4 音声アシスト用無線電話用
- 二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線の利得で補うことができるものとする。空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を等価等方輻射電力が次に掲げる値以上となる場合はその超えた分を送信送信空中線は、絶対利得二・一四デシベル以下であること。ただし、

| 1 |・七三 | アッベル (| ミリワットを () デシベルとする。)

- 上四二六・一三七五 4 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)図○○ 単帯の周波数の電波を使用するもの(四二六・○二五 5 以
 - ニ・九ニデシベル(一ミリワットをつデシベルとする。)
- | 三・九デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) | 、二〇〇 凪 帯の周波数の電波を使用するもの
- する。三第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりと

等価等方輻射電力が絶対利得□・一四デシベルの送信空中線に○・○

現行

線設備は、次のとおりとする。 一 無線設備規則第四十九条の十四第一号ハ本文の規定を適用しない無

る無線設備であって、吹に掲げる用途のもの七○・処帯、四○○・巡帯及び一、二○○・巡帯の周波数の電波を使用す

処理された情報の伝送交換をいう。) 用 伝送をいう。) 用及びデータ伝送 (主に符号によって処理される、又はける装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の1 テレメーター用、テレコントロール (電波を利用して遠隔地点にお

ひ・の (器)

- を、音声によって伝送する無線電話をいう。) 用4 音声アシスト用無線電話 (視覚障害者の歩行を接助するための情報
- 1| 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、汝のとおりとする。
 - 送信空中線の利得で補うことができるものとする。 線の利得で滅ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を線電力を加えたときの値以上となる場合はその超えた分を送信空中周波数の電波を使用するものにあっては、〇・〇一 ワット) の空中〇・○一 ワット(四二六・○二五 脚以上四二六・一三七五 脚以下の

等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中像に

- の空中線電力を加えたときの値以下であること。 射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に○・○一ワット送信空中線の絶対利得は○デシベル以上であり、かつ、等価等方幅
- する。三、第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりと

等価等方輻射電力が絶対利得ニ・一四デシベルの送信空中線に○・○

とができるものとする。たときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うこ大・二五組以下のものにあっては〇・一フット)の空中線電力を加えて五畳以下の周波数の電波を使用するものであって、チャネル間隔がの九三七五畳以下又は四四〇・二五九三七五畳以上四四〇・三五九三十九一万、「四二一・九〇九三七五畳以上四二一・九三十五畳以下の周波数の電波を使用するものに一フット(四一三・七畳以上四一四・一四三七五畳以下及び四五四・〇

場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。あっては、○・○○一ワット)の空中線電力を加えたときの値以下となる五 凪 以上四五四・一九三七五 凪 以下の周波数の電波を使用するものに一ワット(四一三・七 凪 以上四一四・一四三七五 凪 以下及び四五四・○

回 (盤)

回 (盤)

- という。)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明文は法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明等」「この告示の施行の際現に受けている一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法

(下線部は改正部分)○平成十八年郵政省告示第六百五十九号(別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正		現行		
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	
一~三 (略)	(略)	一~三 (略)	(略)	
三の二 142.93MHz を超え		三の二 142.93MHz を超え		
142.99MHz 以下 <u>又は 146.93MHz</u>		142.99MHz 以下の周波数の電波	<u>16kHz</u>	
<u>を超え 146.99MHz 以下</u> の周波数		を使用する無線設備		
の電波を使用する無線設備				
1 告示第 42 号第 13 項第 2 号の	<u>11.6kHz</u>			
<u>もの</u>				
2 告示第 42 号第 13 項第 3 号の	<u>17. 4kHz</u>			
<u>もの</u>				
三の三 169.39MHz を超え		三の三 169.39MHz を超え		
169.81MHz 以下の周波数の電波		169.81MHz 以下の周波数の電波		
を使用する無線設備		を使用する無線設備		
1 告示第42号第7項第2号のも	30kHz	1 告示第42号第7項第2号のも	30kHz	
\bigcirc		\bigcirc		
2 告示第42号第7項第3号のも	80kHz	2 告示第42号第7項第3号のも	80kHz	
0		0		
四~六の二 (略)	(略)	四~六の二 (略)	(略)	
七 420MHzを超え430MHz以下又は		七 420MHz を超え430MHz 以下又は		
440MHz を超え450MHz 以下の周波		440MHz を超え 450MHz 以下の周波		
数の電波を使用する医療用テレ		数の電波を使用する医療用テレ		
メーター用の無線設備		メーター用の無線設備		
1 告示第42号第2項第2号のも	16kHz	1 告示第42号第2項第2号のも	16kHz	
0		0		
2 告示第42号第2項第3号のも	32kHz	2 告示第42号第2項第3号のも	32kHz	
Ø		() () () () () () () () () ()		
3 告示第42号第2項第4号のも	64kHz	3 告示第42号第2項第4号のも	64kHz	

4 告示第42号第2項第5号のも	320kHz	4 告示第42号第2項第5号のも	320kHz
0		0	
八 426MHzを超え427MHz以下の周		八 426MHz を超え 427MHz 以下の周	
波数の電波を使用するテレメー		波数の電波を使用するテレメー	
ター用 <u>、</u> テレコントロール用 <u>及</u>	16kHz	ター用 及び テレコントロール用	16kHz
びデータ伝送用_の無線設備で	ТОКП2	の無線設備であって、告示第 42	ТОКПИ
あって、 <u>告示第 42 号第 1 項第 2</u>		<u> 号第1項第2号(二)</u> のもの	
<u>号(三)</u> のもの			
九 433.67MHz を超え434.17MHz 以		九 433.67MHz を超え434.17MHz 以	
下の周波数の電波を使用する国		下の周波数の電波を使用する国	
際輸送用データ伝送用の無線設		際輸送用データ伝送用の無線設	
備		備	
1・2 (略)	(略)	1・2 (略)	(略)
十~十二 (略)	(略)	十~十二 (略)	(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下		十三 1,216MHz以上1,217MHz以下	
又は 1,252MHz 以上 1,253MHz 以		又は 1,252MHz 以上 1,253MHz 以	
下の周波数の電波を使用する無		下の周波数の電波を使用する無	
線設備		線設備	
1 告示第42号第1項第5号(二)	16kHz	1 告示第42号第1項第5号(一)	16kHz
のもの		のもの	
2 告示第42号第1項第5号(三)	32kHz	2 告示第42号第1項第5号(二)	32kHz
のもの		のもの	
十四~十六 (略)	(略)	十四~十六 (略)	(略)
		<u>十七</u> <u>57GHz を超え 66GHz 以下の</u>	2. 5GHz
		周波数の電波を使用するミリ波	
		画像伝送用又はミリ波データ伝	
		送用の無線設備	
<u>十七</u> 60GHz を超え 61GHz 以下の	500MHz	<u>十八</u> 60GHz を超え 61GHz 以下の	500MHz
周波数の電波を使用する無線設		周波数の電波を使用する無線設	
備		備	
<u>十八</u> 76GHz を超え 77GHz 以下の	1GHz	<u>十九</u> 76GHz を超え 77GHz 以下の	1GHz

周波数の電波を使用する無線設		周波数の電波を使用する無線設	
備		備	
<u>十九</u> 78GHz を超え 81GHz 以下の	$3\mathrm{GHz}$	<u>二十</u> 78GHz を超え 81GHz 以下の	3GHz
周波数の電波を使用する無線設		周波数の電波を使用する無線設	
備		備	
注 (略)		注 (略)	

至三

- という。)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明文は法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明等」「この告示の施行の際現に受けている一四二・九三㎞を超え一四二・九九㎞以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法
- | 術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前頃の規定を準用する。| いては、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技|| この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備につ

(下線部は改正部分)○平成十九年郵政省告示第三百六十八号(別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

松 山聚						
周波数リアス領域の培帯域外領域及が、一四六・九九四	以下の周波数の電波を使用する超え一四二・九九 凪 以下「	トではななが、 大人は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大	日	周波数リアス領域の境界の背域外領域及びスプラ無線局の無線設備	帯域外領域におけるえ一四二・九九服以下の	では、 では、 がは、 を がは、 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の
	ることができる。 デシベル低い値とす	とすることができる。四三デシベル低い値			デシベル低い値	四三デシベル低い値
適用する。注 不要発射の強	 度の許容値における参照帯域	幅は、第一項の注の表を		適用する。注 不要発射の強度の拡	□容値における参照帯域!	幅は、第一項の注の表を

(下線部は改正部分)○平成二十四年郵政省告示第四百二十二号(別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正案	現行		
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏 差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏 差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		
特定小電力無線局の無線設備 周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備 周波数の許容偏差		
一142.93MHz を超え142.99MHz 以 下又は146.93MHz を超え 146.99MHz 以下の周波数の電波 を使用する無線設備であって、 等価等方輻射電力が1mW以下の12(10-6)	一 142.93MHz を超え142.99MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備 12(10 ⁻⁶)		
<u>もの</u> 二~五 (略) (略) 六 413.7MHz 以上 414.14375MHz 以 4 (10 ⁻⁶)	二~五 (略) (略)		
<u>六 413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以</u> <u>下又は 454. 05MHz 以上</u> 454. 19375MHz 以下の周波数の電 波を使用する無線電話用の無線 設備			
土426.0375MHz を超え10(10-6)426.1125MHz 以下の周波数の電 波を使用する無線設備であっ て、告示第42号第1項第2号(三) のもののうち、占有周波数帯幅 が12kHz 以下のもの10(10-6)	六426.0375MHz を超え 426.1125MHz 以下の周波数の電 波を使用する無線設備であっ て、告示第42号第1項第2号(二) のもののうち、占有周波数帯幅 が 12kHz 以下のもの10(10-6)		
<u>八・九</u> (略) (略)	<u>七・八</u> (略) (略)		
土 1,216MHz を超え1,217MHz 以下 又は1,252MHz を超え1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する 無線設備であって、告示第42号 第1項第5号(二)のもの3(10-6) 3(1	九1,216MHz を超え1,217MHz 以下3(10-6)又は1,252MHz を超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第5号(一)のもの		

至 三

- という。)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明文は法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明等」」この告示の施行の際現に受けている一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法
- 術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。いては、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技了の告示による改正前の規定に適合する一四二・九三 呱を超え一四二・九九 呱 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備につ

○平成24年総務省告示第471号 (周波数割当計画) の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正案

第1 総則 (略)

第2 周波数割当表

 $1 \sim 7$ (略)

第1表 (略)

現行

第2 周波数割当表

 $1 \sim 7$ (略)

第1表 (略)

第1ま	5 (略)				第1表	き (略)			
第2表	長 27.5MHz─100	000MHz			第2表	₹ 27.5MHz—100	000MHz		
(略)	国内分配	已(MHz)(4)	無線局の目的	周波数の使用に関する	(略)	国内分配(MHz)	(4)	無線局の目的	周波数の使用に関する
			(5)	条件(6)	(哈)			(5)	条件(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	72. 215– <u>72. 74</u>	固定	公共業務用			72. 215– <u>72. 78</u>	固定	公共業務用	
	<u>5</u>	移動	一般業務用			<u>5</u>	移動	一般業務用	
	<u>72. 745</u> –72. 87	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用と		<u>72. 785</u> –72. 87	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用と
(略)	5			し、割当ては別表8-	(略)	5			し、割当ては別表8-
				1による。					1による。
	72. 875-73	固定	公共業務用			72. 875-73	固定	公共業務用	
		移動	一般業務用	())			移動	一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	142—144	移動	小電力業務用	人・動物検知通報シス	(略)	142—144	移動	小電力業務用	動物検知通報システム
	J51			テム用とし、割当ては		J51			用とし、割当ては別表
		(mb)	(mb)	別表 9―13 による。			(mb)	(m/s)	9-13による。
(m/a)	(m/a)	(略)	(略)	(略)	(m/a)	/m/a \	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	146—148	<u>移動</u>	小電力業務用	人・動物検知通報シス		146—148			
	J51			テム用とし、割当ては		J51			
(m/z)		17±: 1 10±L	V 11° 34° 32° 111	別表 9-13 による。	(m々)		[]土 [. 1.47 手b	ハ # *** ※ 田	一国冲土士によりは田
(略)		陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用	(略)		陸上移動	公共業務用 放送事業用	二周波方式による使用
			放送事業用 一般業務用	は、142—144MHz 帯と 対とする。				一般業務用	は、142―144MHz 帯と 対とする。
			一放耒務用 	刈とりる。 公共業務用又は一般業				一放耒伤用	対とする。 公共業務用又は一般業
				公共業務用又は一般業 務用での使用のうち、					名
				消防用の無線局による					消防用の無線局による
				使用は、平成 28 年 5					使用は、平成28年5
				月 31 日までに限る。					月 31 日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(((#0)	((THI /	(((44)	\MH /	(*47)	\MH/
	<u>l</u>	<u> </u>	L		1				<u> </u>

(略)	2483. 5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用 <u>のうち、</u> 道 路交通情報通信(VICS) 用 <u>への</u> 割当ては <u></u> 2499. 7MHz に限る。 小電力業務用での使用 は小電力データ通信シ ステム用とし、割当て は別表 8-5 による。
		移動衛星(宇宙から地球)	電気通信業務 用	
		92E40	公共業務用	
		無線測位衛星(宇	公共業務用	
		宙から地球)	一般業務用	
		J143		
		無線標定	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

別表 $1-1 \sim$ 別表 7-7 (略)

別表8-1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発信器及びラジオマイクの周波数表

27. 12MHz 40. 68MHz

2 ラジコン用発振器の周波数表

40. 61MHz 40. 63MHz 40. 65MHz 40. 67MHz 40. 69MHz 40. 71MHz 40. 73MHz 40. 75MHz

40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz

72. 13MHz 72. 15MHz 72. 17MHz 72. 19MHz 72. 21MHz 72. 75MHz 72. 76MHz 72. 77MHz

72. 79MHz 72. 81MHz 72. 83MHz 72. 85MHz 72. 87MHz 73. 22MHz 73. 23MHz 73. 24MHz

 $73.25 \, \mathrm{MHz}$ 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz

別表8-2~別表8-10(略)

(略)	2483. 5-2500 J37 J144	移動	公共業務用小電力業務用	公共業務用 <u>での使用は</u> 道路交通情報通信 (VICS) 用 <u>とし、</u> 割当 ては 2499. 7MHz に限 る。 小電力業務用での使用 は小電力データ通信シ ステム用とし、割当て は別表 8-5 による。
		移動衛星(宇宙から地球)	電気通信業務	
		り地球)	用	
		/m /白 /四/上/左 □ / /=>	公共業務用	-
		無線測位衛星(宇	公共業務用	
		宙から地球)	一般業務用	
		J143		
		無線標定	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

別表1-1~別表7-7(略)

別表8-1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発信器及びラジオマイクの周波数表

27.12MHz 40.68MHz

2 ラジコン用発振器の周波数表

 $40.\;61 \text{MHz}\;\; 40.\;63 \text{MHz}\;\; 40.\;65 \text{MHz}\;\; 40.\;67 \text{MHz}\;\; 40.\;69 \text{MHz}\;\; 40.\;71 \text{MHz}\;\; 40.\;73 \text{MHz}\;\; 40.\;75 \text{MHz}$

40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz

72. 13MHz 72. 15MHz 72. 17MHz 72. 19MHz 72. 21MHz

72. 79MHz 72. 81MHz 72. 83MHz 72. 85MHz 72. 87MHz 73. 22MHz 73. 23MHz 73. 24MHz 73. 26MHz 73. 27MHz 73. 28MHz 73. 29MHz 73. 30MHz 73. 31MHz 73. 32MHz

別表8-2~別表8-10(略)

局の周波数表

(略)	(略)
400MHz 帯の周波	占有周波数帯幅が	426. 028125MHz 以上 426. 134375MHz
数の電波を使用	<u>5.8kHz 以下の無線</u>	以下の周波数であって、
する無線設備	設備	426.028125MHz 及び426.028125MHz
		に 6.25kHz の自然数倍を加えたも
		<u></u>
		429. 178125MHz 以上 429. 734375MHz
		以下の周波数であって、
		<u>429.178125MHz 及び 429.178125MHz</u>
		<u>に 6.25kHz の自然数倍を加えたも</u>
		<u></u>
		429.815625MHz 以上 429.921875MHz
		以下の周波数であって、
		429.815625MHz 及び429.815625MHz
		<u>に 6.25kHz の自然数倍を加えたも</u>
		の並びにこれらの周波数に
		19.9MHz を加えたもの。この場合に
		おいて、429.921875MHz 及び
		449.821875MHz は周波数制御用
		<u>チャネルとする。</u>
		449. 840625MHz 以上 449. 884375MHz
		以下の周波数であって、
		449. 840625MHz 及び449. 840625MHz
		<u>に 6. 25kHz の自然数倍を加えたも</u>
		の並びにこれらの周波数に
		19.6MHz を加えたもの。この場合に
		おいて、449.884375MHz 及び
		469. 484375MHz は周波数制御用
	上午国冲粉帯電ぶ	チャネルとする。
	占有周波数帯幅が	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下 の周波数であって、426.025MHz 及
	5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線	の周波数であって、426.025MHz 及 び426.025MHz に12.5kHz の自然数
	8.5kHZ 以下の無線 設備	O 426.025MHZ に 12.5KHZ の自然数 倍を加えたもの
	pX I/用	
		429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下

別表 9 一 1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線 | 別表 9 一 1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線 局の周波数表

(略)		(略)
400MHz 帯の周波 数の電波を使用 する無線設備		
	占有周波数帯幅が	426. 025MHz 以上 426. 1375MHz 以下
	8.5kHz 以下の無線 設備	の周波数であって、426.025MHz 及 び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数 倍を加えたもの 429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下

		の周波数であって、429.175MHz 及
		び 429. 175MHz に 12. 5kHz の自然数
		倍を加えたもの
		429. 8125MHz 以上 429. 925MHz 以下
		の周波数であって、429.8125MHz 及
		び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然
		数倍を加えたもの並びにこれらの
		周波数に 19.9MHz を加えたもの。
		この場合において、429.925MHz 及
		び 449.825MHz は周波数制御用チャ
		ネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下
		の周波数であって、449.8375MHz 及
		び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然
		数倍を加えたもの並びにこれらの
		周波数に 19.6MHz を加えたもの。
		<u>この場合において、449.8875MHz</u> 及
		び 469. 4875MHz は周波数制御用
		チャネルとする。
	占有周波数帯幅が	426.0375MHz 426.0625MHz
	8.5kHz を超え	426.0875MHz 426.1125MHz
	16kHz 以下の無線設	
	備	
(略)	(略)	(略)
1200MHz 帯の周	占有周波数帯幅が	1216.00625MHz 以上1216.99375MHz
波数の電波を使	<u>8.5kHz 以下の無線</u>	以下の周波数であって、
用する無線設備	<u>設備</u>	1216.00625MHz 及び1216.00625MHz
		<u>に 12.5kHz の自然数倍を加えたも</u>
		<u>の並びにこれらの周波数に 36MHz</u>
		を加えたもの。この場合において、
		1216.00625MHz,1216.01875MHz,
		1216.50625MHz、1216.51875MHz、
		1252.00625MHz,1252.01875MHz,
		1252. 50625MHz 及び1252. 51875MHz
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	は、周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が	1216. 0125MHz 以上1216. 9875MHz 以
	8. 5kHz を超え	下の周波数であって、
	16kHz 以下の無線設	1216.0125MHz及び1216.0125MHzに

	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設 備	の周波数であって、429.175MHz 及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの 429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。 449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。 ただし、449.8875MHz 及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。 426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
(略)	(略)	(略)
1200MHz 帯の周 波数の電波を使 用する無線設備		
	占有周波数帯幅が 16kHz以下の無線設 備	1216.0125MHz 以上1216.9875MHz 以 下の周波数であって、 1216.0125MHz 及び1216.0125MHz に

備	25kHz の自然数倍を加えたもの並
	びにこれらの周波数に 36MHz を加
	えたもの。 <u>この場合において</u> 、
	1216.0125MHz、1216.5125MHz、
	1252.0125MHz及び1252.5125MHzは
	周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が	1216MHz 以上1217MHz 以下の周波数
<u>16kHz を超え</u> 32kHz	であって、1216MHz 及び 1216MHz に
以下の無線設備	50kHz の自然数倍を加えたもの並
	びにこれらの周波数に 36MHz を加
	えたもの。 <u>この場合において</u> 、
	1216MHz 及び1252MHz は周波数制御
	用チャネルとする。

別表 $9-2 \sim$ 別表 9-7 (略)

別表9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局 の周波数表

占有周波数帯幅が		
5.8kHz 以下の無線		
設備		

422.196875MHz 以上 422.296875MHz 以下の周波数であって、 422. 196875MHz 及び 422. 196875MHz に 6. 25kHz の自然数倍を 加えたもの

421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下の周波数であって、 421.809375MHz 及び 421.809375MHz に 6.25kHz の自然数倍を 加えたもの並びに440.259375MHz 以上440.359375MHz 以下の 周波数であって、440.259375MHz 及び 440.259375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの

422.053125MHz 以上 422.190625MHz 以下の周波数であって、 422. 053125MHz 及び 422. 053125MHz に 6. 25kHz の自然数倍を 加えたもの。この場合において、422.184375MHz 及び 422.190625MHz は周波数制御用チャネルとする。

421.578125MHz 以上 421.803125MHz 以下の周波数であって、 421.578125MHz 及び 421.578125MHz に 6.25kHz の自然数倍を 加えたもの並びに440.028125MHz 以上440.253125MHz 以下の 周波数であって、440.028125MHz 及び 440.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、 421.796875MHz 、 421.803125MHz 、 440.246875MHz 及び 440. 253125MHz は周波数制御用チャネルとする。

占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え

8.5kHz 以下の無線

422.2MHz 以上 422.3MHz 以下の周波数であって、422.2MHz 及び 422. 2MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの

	25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。 <u>ただし</u> 、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が 32kHz 以下の無線設 備	1216MHz 以上1217MHz 以下の周波数 であって、1216MHz 及び1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並 びにこれらの周波数に36MHz を加 えたもの。 <u>ただし</u> 、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャネル とする。

別表 $9-2 \sim$ 別表 9-7 (略)

別表9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局 の周波数表

422. 2MHz 以上 422. 3MHz 以下の周波数であって、422. 2MHz 及び 422. 2MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの。

設備

421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び 421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びに 440.2625MHz 以上 440.3625MHz 以下の周波数であって、440.2625MHz 及び 440.2625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの

422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、422.05MHz 及び422.05MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの。<u>この場合において</u>、422.1875MHz は周波数制御用チャネルとする。

421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び421.575MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びに440.025MHz 以上440.25MHz 以下の周波数であって、440.025MHz 及び440.025MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、421.8MHz、440.25MHz は周波数制御用チャネルとする。

413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下の周波数であって、413.7MHz 及び 413.7MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数であって、454.05MHz 及び 454.05MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの

別表 9 - 9 ~ 別表 9 - 12 (略)

別表 9-13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線 設備 占有周波数帯幅が

142. 934375MHz 以上 142. 984375MHz 以下の周波数であって、142. 934375MHz 及び 142. 934375MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 146. 934375MHz 以上 146. 984375MHz 以下の周波数であって、146. 934375MHz 及び 146. 934375MHz に6. 25kHz の自然数倍を加えたもの

<u>占有周波数帯幅か</u> <u>5.8kHz を超え</u> <u>11.6kHz 以下の無</u> 線設備

142. 9375MHz 以上 142. 98125MHz 以下の周波数であって、142. 9375MHz 及び 142. 9375MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 146. 9375MHz 以上 146. 98125MHz 以下の周波数であって、146. 9375MHz 及び 146. 9375MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの

<u>占有周波数帯幅が</u> 11. 6kHz を超え 17. 4kHz 以下の無 線設備

142. 940625MHz 以上 142. 978125MHz 以下の周波数であって、 142. 940625MHz 及び 142. 940625MHz に 6. 25kHz の自然数倍を 加えたもの

別表 10-1~別表 11-3 (略)

421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.2625MHz 以上440.3625MHz 以下の周波数であって、440.2625MHz 及び440.2625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。

422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、422.05MHz 及び 422.05MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。<u>ただし</u>、422.1875MHz は周波数制御用チャネルとする。

421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び 421.575MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.025MHz 以上 440.25MHz 以下の周波数であって、440.025MHz 及び 440.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。ただし、421.8MHz、440.25MHz は周波数制御用チャネルとする。

413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以下の周波数であって、413. 7MHz 及び 413. 7MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの<u></u>並びに 454. 05MHz 以上 454. 19375MHz 以下の周波数であって、454. 05MHz 及び 454. 05MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの。

別表 9 — 9 ~ 別表 9 — 12 (略)

別表 9 -- 13 動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

<u>142. 94MHz</u> <u>142. 95MHz</u> <u>142. 96MHz</u> <u>142. 97MHz</u> <u>142. 98MHz</u>

別表 10-1~別表 11-3 (略)